

文学研究科

2016 年度博士論文

論文名 柳芳撰『唐曆』の成立・展開と日本における伝来の研究

氏名 姚 晶 晶

論文内容の要旨

本論では、柳芳撰『唐曆』の成立と展開を、日本における史書『唐曆』の伝来と流布状況を中心に考察する。唐代の史官である柳芳によって私撰された『唐曆』は全四十巻があったといわれ、遣唐使の時代に日本に将来された可能性が高く、少なくとも、九世紀末までには伝来していたと考えられる。

正史の『旧唐書』と『新唐書』には、柳芳の生没年代が明記されていない。ただし、それらの記述に考察を加えることで、柳芳の足跡をたどることができる。柳芳は盛唐の時期に出世した後、安史の乱を経て、肅宗の勅を受けて唐の『国史』を編纂した。しかし、その『国史』は評価が良くなかった。柳芳は再び左遷され、途中で玄宗朝の大宦官高力士に出会い、筆記史料である『問高力士』を編集した。その後、柳芳は編年体の史書『唐曆』を私撰し、『国史』の不足を補った。次に、日本での流入状況について概説すると、『日本国見在書目録』に柳芳撰『唐曆』四十巻が記されている。『日本国見在書目録』の成立は寛平三年(891)頃とみられているため、柳芳撰『唐曆』は九世紀末までに日本へ伝来していたことが証明できる。また、日本古典籍には数多くの『唐曆』逸文が見られる。

唐代史研究では、柳芳撰『唐曆』はすでに佚書と見なされており、柳芳および『唐曆』の研究蓄積は乏しい。さらに、柳芳撰『唐曆』の日本(古代・中世)における流布の研究も少ないといえる。そこで、『唐曆』の日本への伝来を論ずるため、柳芳撰『唐曆』の成立と展開などに関する基礎的な考察は不可欠であると考えられる。

そこで中国、日本と欧米の先学の研究成果を踏まえて、中国と日本の古典文献史料を中心として、柳芳と『唐曆』について詳しく検討し、以下の二点について考察する。一つは、中国における唐代の史官柳芳の生涯および史書『唐曆』の内容を究明する。もう一つは、柳芳撰『唐曆』の性格や意味を明らかにし、次いで『唐曆』が日本に伝来した流布の状況と散逸の時代などを考察する。

本論は六章から成り、それぞれの要約は以下のとおりである。

第一章 唐代の史官柳芳について

正史を頼りに柳芳の祖先と家門について紹介し、正史以外の中国古典文献によって、柳芳の交友関係と出世経緯などが明らかにした。さらに考古資料から柳芳と顔真卿の親戚関係が確認できる。ただし、柳芳は安史の乱で処罰されたが、早くに追放の罪が赦され、肅宗の勅命で唐の『国史』を編纂した。彼は再び左遷に遭うと、その間に高力士から開元・天宝年間の情報を得て『問高力士』を著した。その後、柳芳は『唐曆』を私撰し、『国史』の不足を補った。本章では彼の生涯の事績や交遊関係を分析し、柳芳および『唐曆』に関する唐詩を考察した。

第二章 『資治通鑑考異』に引用された『唐曆』

司馬光ら撰『資治通鑑』を論じた後、さらに『資治通鑑考異』を取り上げて、その中に柳芳の『唐曆』を利用した状況を一覧表で整理した。『唐曆』は史事・制度の記述に詳しく、褒貶を加えない客観的な記述態度のため、宋代に修史者たちによって重んじられ、欧陽脩らが『新唐書』を編纂した際に利用され、司馬光も『資治通鑑考異』にしばしば引証した。これによって、『唐曆』の史料価値の高さが窺える。『資治通鑑考異』に引かれた『唐曆』の逸文を分析することで、唐代前半期の歴史像の復元を試みた。

第三章 史書『唐曆』の成立と日本伝来

柳芳撰『唐曆』の成立と内容を踏まえて、本書が日本に伝来した時期と経緯を探った。特に、第二章を結合して『資治通鑑考異』所引『唐曆』逸文から、唐の高祖朝から代宗朝に至る『唐曆』の本来の様相を推測した。これにより、柳芳撰『唐曆』が当時の最新の唐代史書として日本に伝播したその時代背景や経緯を究明した。史書『唐曆』の成立と東伝の過程などを明らかにすることで、日本における柳芳撰『唐曆』の伝来時期および流布状況を解明することができ、『唐曆』が日本史書の講読や年号の勘申などにある程度の影響を与えたことが明らかになった。

第四章 柳芳『唐曆』と国号「日本」との関係

柳芳と『唐曆』を補説し、史書『唐曆』の体裁は編年体であるが、紀伝体の義類（〇〇志）的な内容も見られる。また、遣唐使について、先学の主な研究成果を参照し、柳芳『唐曆』と国号「日本」の関係に焦点を絞り、古代の東アジアにおける使節活動である遣唐使の果たした役割についても言及した。正史『隋書』・『旧唐書』・『新唐書』と『三国史記』などの日本に関する記事を比較し、国号「倭」から「日本」への変更を明らかにした。また、『日本書紀私記』と『釈日本紀』には『唐曆』の逸文があり、遣唐使大使像が書かれた。平安時代の知識人にとって、「日本」という国号の初出となる唐代の史書は柳芳撰『唐曆』であった。

第五章 日本の古典籍に見た『唐曆』逸文の再検討

『唐曆』は日本に伝来後、平安時代の貴族社会に公的・私的蔵書とし、各種の古典籍によく利用された。そこで、本章では日本の古代中世の文献史料に引用された『唐曆』逸文の収集、検討を行った。平安時代から鎌倉時代初期にかけて、『小右記』『権記』などの公卿日記や、『西宮記』と『政事要略』のような有職儀式書によく利用されたことが分かる。特に、鎌倉時代初期の漢語集『明文抄』に引用された『唐曆』の逸文をめぐって、歴史的視点からそれらの逸文の性格を再検討した。

第六章 『諸道勘文 神鏡』所引『唐曆』新出逸文の紹介と検討

宮内庁書陵部所蔵の九条家本『諸道勘文 神鏡』に引かれた『唐曆』新出逸文を紹介し、それらの逸文が持つ意義を分析した。『諸道勘文 神鏡』の第一軸目では、「神鏡事」及び「神鏡焼損可改鑄事」、「坐内侍所神鏡焼損改鑄〔如〕何有□□擬乎事」と「御坐内侍所神鏡焼損可鑄改哉否事」の三つの勘申に『唐曆』の逸文が見られる。『唐曆』の新出逸文の中に見る銅魚（符）や九鼎の再製と渾天儀の鑄造に関わる内容は中国の文献史料でも言及されている。そこで、「神鏡事」と「神鏡焼損可改鑄事」を概説し、次いで銅魚符の変遷、符節制度や明堂制度、九鼎と渾天儀の鑄造について分析し、それらの逸文の内容と価値を詳しく検討した。また、『諸道勘文 神鏡』に見られる『唐曆』の逸文によって、十一世紀初頭までの日本において、諸道博士らは直接に『唐曆』の伝本を利用していたと判断できる。

以上の六章において、文献学・史学の研究に加え、考古学や国文学など諸分野の成果を参照し、柳芳と『唐曆』の姿をより具体的かつ詳細に浮かび上がらせようと試みた。本論では、中唐の史官である柳芳撰『唐曆』の成立背景・成立過程と流伝などの歴史的展開について、七世紀後半より十三世紀末期にかけて、すなわち奈良時代前後から鎌倉時代後期の足掛け六世紀にわたって考察した。

『唐曆』は平安時代初期に日本に伝えられ、その伝本も鎌倉時代に利用された。日本の古典籍に引用された『唐曆』の逸文によると、日本における柳芳撰『唐曆』の流布状況をより明確な形で理解したことができる。さらに、『諸道勘文 神鏡』から見た『唐曆』の新出逸文を例として、唐風文化は日本に影響力を与えたが、日本の神鏡信仰のように、それだけでは説明できない部分も多かった。その後、中国の正史である『旧唐書』と『新唐書』が伝来するに従って、日本では『唐曆』も両唐書に取って代わられ、次第に散逸していったと考えた。